

# しろあり

NO. 3 MAY 1964



目次

大村 巳代治：第3号の発刊に当って…………… (1)

中島茂：イエシロアリの歩行動作…………… (2)

松沢寛・杉山熊市・真部才一：  
瀬戸内沿岸島嶼部におけるシロアリ事情雑記…………… (4)

細川 哲郎：腐朽・白蟻の被害についての一般の認識…………… (11)

近畿支部だより…………… (12)

愛媛県支部のうごき…………… (13)

協会のうごき…………… (16)

「しろあり」防除施工士規定の実施…………… (18)

「しろあり」防除施工士認定申込状況…………… (21)

「しろあり」防除講習会開催…………… (22)

第6回しろあり対策全国大会のあらまし…………… (23)

全日本しろあり対策協議会規約…………… (25)

「しろあり」防除薬剤認定商品名一覧表…………… (27)

役員名簿…………… (28)

表紙：有翅虫の飛び出しを守るヤマトシロアリの兵蟻

全日本しろあり対策協議会機関誌 しろあり 第3号

昭和39年5月15日 印刷  
昭和39年5月20日 発行

編集兼 森本 桂  
発行者

発行所：全日本しろあり対策協議会  
東京都港区芝虎ノ門8番地  
虎ノ門実業会館 日本住宅協会内  
電話 (501) 3568番

印刷所：株式会社 白橋印刷所  
東京都中央区西八丁堀4-6  
電話 (551) 代表1181番

## 第3号の発刊に当って

会長 大村 巳代治

昨年の夏、岡山の鷺羽の大会で会長就任方の御指名を受け不肖その任でないのですが事情己を得ず一応お引受けしたので、ここに各位の御支援をいただき度く御挨拶を申述べる次第であります。

全日本しろあり対策協議会の生みの親、育ての親は前副会長の前岡さんであると思います。私は十数年前前岡さんが福岡の建築課長時代福岡の大濠公園内のしろあり防除の実験を拝見して、この仕事の重要性を認識し、前岡さんの熱意に敬服したのであります。

当時中央では地方的の問題として余り関心を持っておらなかったのですが段々被害も広範囲になり関東まで広がって参りました。この間前岡さんは不断の努力を続けられ同憂の士を赴合され全日本しろあり対策協議会を結成され、斯界の権威である芝本先生を会長に副会長としてこれを補佐し今日の隆盛を来たした次第であります。

今回前岡さんが建設省の建築指導課長を退官され民間で活躍されることになり従来のような活発な推進ができなくなったこと、事務所を役所の外に置く必要にせまられて、芝本会長と同道で相談に来られました。私は日本住宅協会という建設省の外廓団体の一つの運営を担当して、建設省や地方庁との連絡の良い立場にありましたので、事務局を住宅協会内に移すことと、私の会長就任を望まれたのであります。

私見としては今まで面倒を見ておられた建築行政協会が担当することが適切だと思ひ、会長も芝本先生が斯界の権威で初代会長として力量手腕共万人の認める所ですから続けられるべきだと信ずるのですが、諸般の事情から行政協会の事務所が独立するまで事務をお預りし、会長は芝本先生が副会長で御支援下さるといふ条件でお引受致しました。

爾来芝本先生を始め各界の関係理事の御熱心な御支援で薬剤の追加認定や、防除施工士の認定事務等を始め機関紙、研修会テキストの編集等を愉快に運ばれております。

この協議会の理想はしろありを絶滅してこの仕事なくなることでありますが、その為には現在の事業を推進しPRを強化して以て社会の認識を深めねばならぬと信じます。何卒よろしく御願します。

# イエシロアリの歩行動作

中 島 茂\*

イエシロアリはいわゆる暗黒の住者ともいわれる。その巣を中心として多くの蟻道を構築し、蟻道はそれぞれの目的にそって有効に利用されている。したがって、外界に出現するのは、有翅虫の群飛する場合と、少数の兵蟻と職蟻が、通風の悪い暗い処で新しい蟻道をつくるために、蟻道を脱出する場合とである。また、まれに、営巣のために土壌などを地上に運び出す場合に、白昼でも外界で兵蟻・職蟻をみかけることがある。このようにイエシロアリの行動が、暗所でしかも外界から隔離された場所で行われるため、その行動の実態を把握することは困難である。そこでイエシロアリの職蟻と兵蟻を巣から取り出して、その歩行動作、とくに歩行の速度を調べた。即ち蟻道の中と同じような、暗室で通風のない環境をもうけ、日周・温度・階級などの諸条件について、職蟻・兵蟻の歩行速度を観察した。

実験の方法は、しろあり飼育室（暗室）において、赤色灯の下で、1m<sup>2</sup>の白色紙上の中央に供試虫を1頭ずつ放虫し、1分間放置した後、30秒間における供試虫の動きを追跡し、その全距離をキルノメーターで測定した、なお、供試虫は各区とも30頭ずつ供試した。

## 日周と歩行

イエシロアリ職蟻における歩行の日周変化をみるために、25°Cの飼育室にて、6時、12時、18時、24時の4回に亘って実験を行なった。

その結果、第1表に示すように、6時の歩行速度は最低37.5cm、最高87.5cmに達した。

つぎに、12時では、最低37.5cm、最高92.5cm、18時においては、最低52.5cm、最高92.5cmであり、62.5cmの歩行速度の頭数が8頭みられた。夜半の24時には最低47.5cm、最高92.5cmで、57.5cmの速度のものが11頭に達した。時刻別の30頭の平均歩行速度は、18時が最高で69cmを示し、ついで12時が68.3cm、24時が66.5cm、6時が62.17cmの順で、これらの中にわずかではあるが、速度の差がうかがわれる。“しろありの知識”（1961）において著者は、イエシロアリの摂食場所に出現する頭数が、時刻によってかなり差があり、18時～22時に最も出現頭数が多いことを明らかにしたが、この4回の実験のうち、18時が最高速度を示し、摂食の場に出現する職蟻の頭数の動きとほぼ一致し、イエシロアリにおける日周活動の状態を、歩行速度の面からも推察できる。イエシ

第1表 日周と歩行速度

時刻 階級	6 時		12 時		18 時		24 時	
	W	S	W	S	W	S	W	S
32.5		4		1		1		1
37.5	1	1	2	2		1		1
42.5	2	2		3		1		6
47.5	2	9		4		4	2	2
52.5	4	5	1	4	2	2	1	5
57.5	4	6	2	3	4	8	11	4
62.5	4	3	5	8	8	6	1	8
67.5	5		3	2	3	5	3	2
72.5	3		7	2	6	2	4	1
77.5	3		5	1	1		3	
82.5	1		3		3		3	
87.5	1		1		2		1	
92.5			1		1		1	
97.5								

註 W……職蟻 S……兵蟻 数字は頭数

\*宮崎大学教授・農博

ロアリの群飛は夕刻に行うが、外的には、多湿で晴天の無風の状態の日を選び、その群飛の時刻が夕刻であるということは、さらに、内的にもこのシロアリのコロニーが平常にあっても、最も活動的な時刻に相当しているということになる。

### 温度と歩行

イエシロアリの職蟻ならびに兵蟻は20~30℃の温度で最も活発に動作するので、室温20℃と25℃の区を設け歩行速度を比較した。その結果は第2表のように、職蟻に

第2表 温度と歩行速度

距離cm	温度℃		25	
	階級	20	W	S
22.5				
27.5		2		1
32.5		1		1
37.5				1
42.5		3	2	2
47.5				7
52.5		4	3	6
57.5		3	1	3
62.5		6	6	5
67.5		4	5	2
72.5		2	6	2
77.5		1	3	
82.5		1	2	
87.5		3	1	
92.5			1	

註 W……職蟻 S……兵蟻 数字は頭数

ついては、最低速度は、20℃で27.5cm、25℃にて42.5cm、最高速度は20℃の87.5cmに対して、25℃では92.5cmをした。さらにそれらの平均速度は20℃で60.3cm、25℃で67.5cmであって、後者の区にあって歩行速度がわずかに高いことを知った。

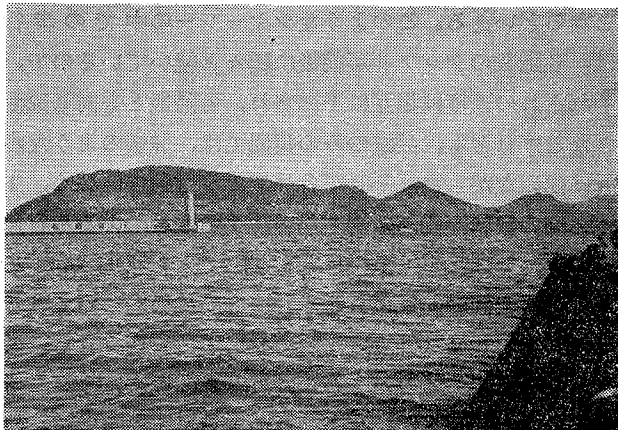
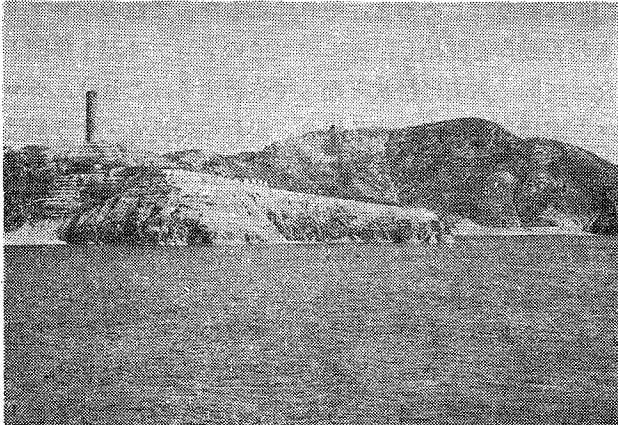
### 階級と歩行

職蟻と兵蟻の歩行速度について比較すると、第1・2表のように、日周ならびに温度のいずれの条件についても

最低速度は、職蟻が高く、また、最低と最高の速度の中も広い、つまり30秒間における職蟻の歩行距離は兵蟻のそれに比して大きく、最高距離は職蟻の87.5cmから92.5cmであるのに対して、兵蟻は72.5cmに止まっている。イエシロアリの巣の1部をとって直径15cmのシャーレーに取り出すと、職蟻、兵蟻その他の階級が右往左往してシャーレーの周縁に向かって歩行し、ついでシャーレーの周縁の内側にそって、2、3頭が右、あるいは左の方向に廻りはじめると、それにとまって他のシロアリも歩行動作を開始し、遂にすべてのシロアリが1集団となって同一方向に帯状となって歩行する。これは、シロアリが蟻道内を歩行する場合、かれらの臭覚・すう触性と個体相互の機械的刺激によって直進して歩行できるものと考えられる、又気流を感じるのが極めて鋭敏であることは、イエシロアリを収容しているシャーレーの蓋を静かにとっても、その瞬間、イエシロアリが明らかに反応することからも察知できる。本来のシロアリのすう触的な行動がシャーレーの周縁の内側に、歩行をはじめ、ついで、起る気流に対しすう気的な行動をおこさせることとなるといえる。このようなシャーレーの中での歩行は、各階級のシロアリが前後に延々と続いているので、それぞれの速度は相互に干渉され、各階級とも同じ速度となるけれども、兵蟻のみの集団では、職蟻のような歩行は認めなかった、そして各兵蟻の歩行動作は鈍く、1定方向の集団の動きは全くない、1頭ずつによる歩行速度において、兵蟻は職蟻よりも遅いことを明らかにした。ここで両階級に現れる歩行速度の差異についてみるに、まず、兵蟻はコロニー内において、そのコロニーの防護を職能とするのみであるけれども、職蟻は食餌・水の摂取および運搬をはじめ、巣の構築・清掃および、他階級への給食とあらゆる職能を果すわけで、時にはその距離は100mにもおよぶ、えさの摂取場所からえさを運搬するといったように、職蟻の積極的な行動が、必然的に歩行速度の差を生ずる結果になったものと想像される、また形態的の面から兵蟻の頭部は体重の1/3を占め、職蟻の1/4に比し著しく頭部が重く、そのため兵蟻の歩行動作は鈍いと思われる。

# 瀬戸内沿岸島嶼部におけるシロアリ事情雑記

松沢 寛\*・杉山熊市\*\*・真部才一\*\*\*



第1図 瀬戸内海の島々(上:直島,下:女木島,男木島)一見美しいこれらの島々にも,シロアリは陰然たる勢力を張っている。

## はしがき

金波銀波の波静かなる瀬戸内海の沿岸部やその中に浮ぶ数多の島々は,国立公園の名そのままに,東西にその風光明媚を誇りつつ,平和に明け暮れているが,ここ瀬戸内海の沿岸部,島嶼部こそは,相当以前から,シロアリのあくなき暴害をもって知られる地域でもあることは,いささか皮肉なことでもある。本邦におけるシロアリ研究のれい明期における諸文献をひもどいても,かかる往時の状況はきわめて明らかであり,今日,また,実際に私どもが,シロアリ研究の目的をもって現地に臨んでも,それらが決して単なる風評でもないことがわかるにちがいない。

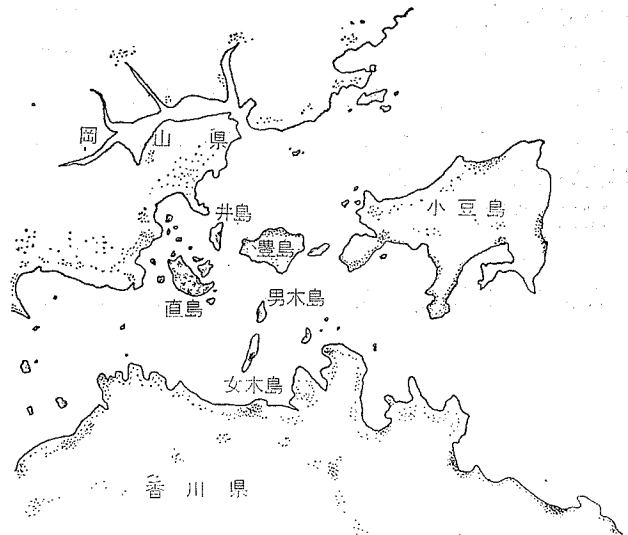
たまたま,私どもは,数年前から,かような瀬戸内海の沿岸部や島嶼部におけるシロアリ(ことにイエシロアリ)の,野放し状態の生活を中心として研究調査を続けてきたのであるが,思えばこの数年間は,私どもにとっ

て,真に貴重なそして実り豊かな体験の時代であった。以下に,これまでにえた資料の中から,若干をとり出して,これらの地域のシロアリの事情をのべ,多少なりとも,同学の士の参考に供したいと思う。

## 1

瀬戸内海の大小さまざまな島嶼の中には,村や町のあるかなり大きな島もあれば,まったくの無人の小島も少くないが,何処から眺めても,たしかに美しい一幅の絵というほかはない。けれども,第1図のような,直島,女木島,男木島やその周辺の小島にしても,小豆島のような大きな島にしても,シロアリことにイエシロアリの陰然たる勢力が張りめぐらされており,岩石の下や古い樹木の切株等を根拠地として,四方八方に進出し,時に民家や地上構築物に向って,あくなき暴害をもたらされている。もちろん沿岸部にも,海岸の保安林,風致林その他の多くのシロアリの激発地があり,今それらをふくめてのシロアリ生息の概況をしめすと,第2図のようであって,私どもは,かかる情況に対して,何等かの原因を考えないではおれない。

さて,この地方は,もともと,その沿岸部,島嶼部を問わず,ほとんど松ばかりの生育する地域で,無人の小

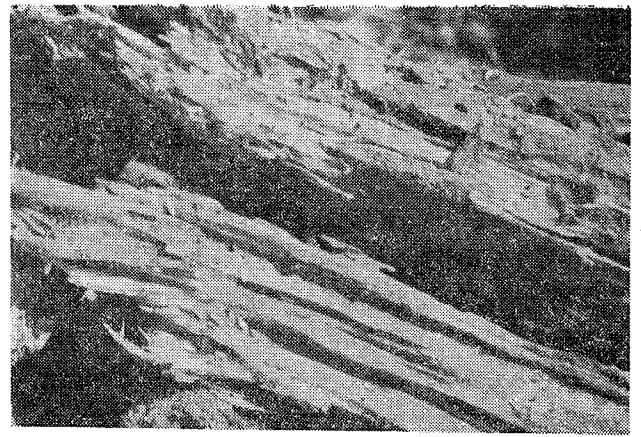


第2図 瀬戸内沿岸 島嶼部におけるイエシロアリ棲息の実態(点の粗密は棲息の粗密を表わす。ヤマトシロアリは全域に棲息)

- \* 香川大学教授・農博
- \*\* 三菱金属鉱業直島製煉所技師
- \*\*\* 高松市在住シロアリ研究家(香川大学松沢研究室研究嘱託)



第3図 島嶼内疎林におけるイエシロアリ根拠地  
(上:ウバメガシ老樹, 下:松切株)



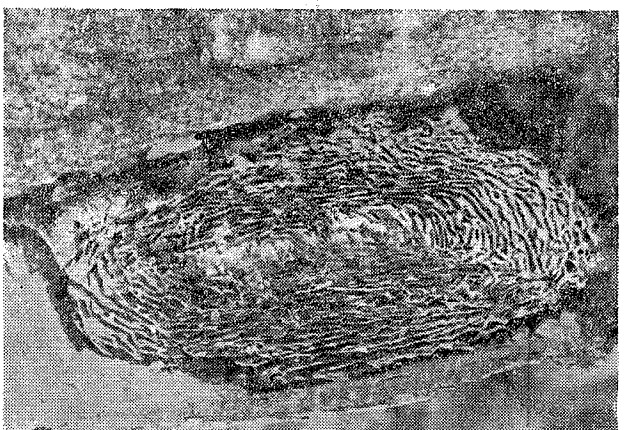
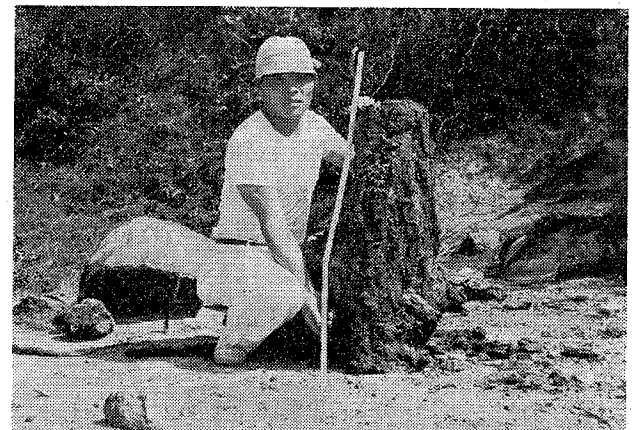
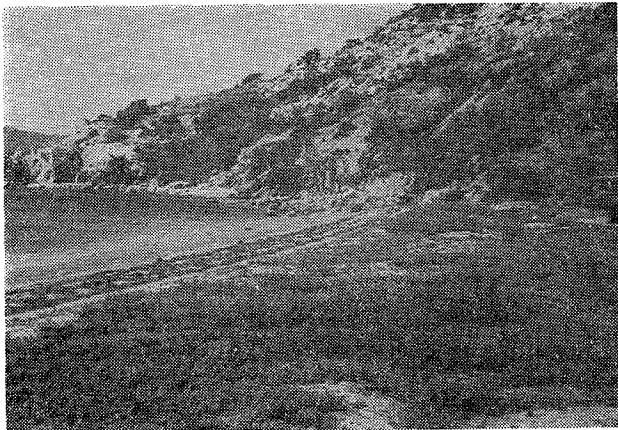
第5図 食害進行中の松材(上)と分巢化した松切株(下)  
(下図は樹皮を剥いだ状況を示す)



第4図 島嶼波打際付近のイエシロアリ棲息環境(上:汀線  
付近の低草原, 下:草原内から掘り出した松切株)



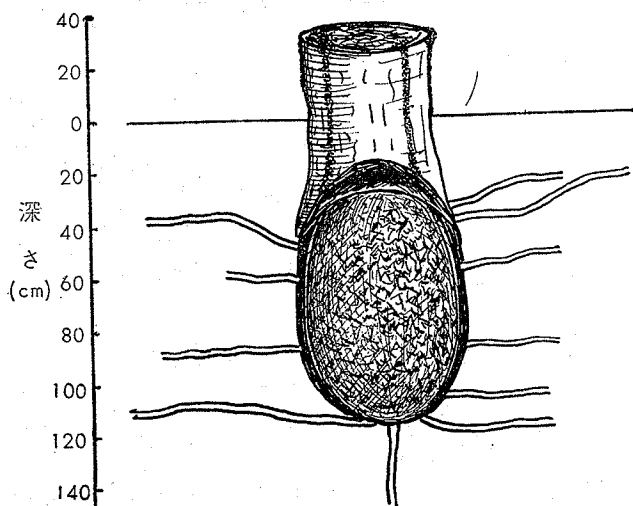
第6図 イエシロアリの分巢となった松切株(上)と分巢  
の断面(下)



島でさえも、以前には、かなり大きな松が生えていた形跡があり、現在とはいささかことなった景観をもっていたらしいことが推測せられるのである。そこへもってきて、これらの地域の特殊性（人文地理的）から、それらの乱伐が次第にはなはだしくなり、また相次ぐ山火事や旧式銅製煉の際の煙害（亜硫酸ガスを含む）、時には風害や塩害等も手伝って、現在のような景観へ移行したものと考えられるが、そもそも、シロアリの激発は、そうした比較的近代の乱伐時代から始まったものであろうと推測されるのである。しかしてその後の山火事や煙害等は、当時直接に地表を掩っていた小さい樹木まで焼き、あるいは枯らし、根部だけを地中にとどめる状態にまで追いこみ、シロアリの勢力拡大をいっそうに助長したものと考えられるのである。

こうした地域には、もちろん、ヤマトシロアリも処々に生息するが、何といても、やはり、イエシロアリの勢力が強く、民家、公共建築物その他への侵入加害も、はるかに後者の場合が多い。一口にいうと、たしかにこの地方は、イエシロアリの都といった感である。

瀬戸内海の島々の山林中を歩くと、第3図のような松の切株や、時にウバメガシなどの老樹が、イエシロアリの根拠地となっているのをしばしば目撃するが、第4図のような、汀線付近の草地の中に数多く埋れている、きわめて古い切株さえも、強力な根拠地となり、随所に、第5—6図のようなイエシロアリの分巢や第7—8図のような本巢を見出すことができる。しかし、それらは、建築物中にある多くの場合とちがって、明らかに円みのつよい、楕円形または長楕円形であるが、もしくはドッシリしたダルマ形をしており、いかにも、何の束縛も受けずに発達した巣といった感がつよい。しかして巣を中心とした蟻道の配置も、きわめて巧みに行なわれているようであるが、按ずるに、それらはもともと、切株の支根を適当に利用して作ったものであろう。一般に、山林



第7図 松切株下に形成されたイエシロアリの巣と蟻道配置の一例

中での蟻道は、巣の付近では数10cm時には1 m以上も深くなっていることもあるが、活動圏内の連絡蟻道は、普通地下20—30cmぐらいがもっとも多いようである。

しかして巣は、松その他の切株や、焼け残りの株をそのまま利用したものがもっとも多いが、時には岩盤や巨石の下に営巣されていることもあり、通常巣のまわりに、数本ないし十数本の蟻道を配しているが、巣の真下に、垂直に向う蟻道は、山林中ではきわめて深いようである。

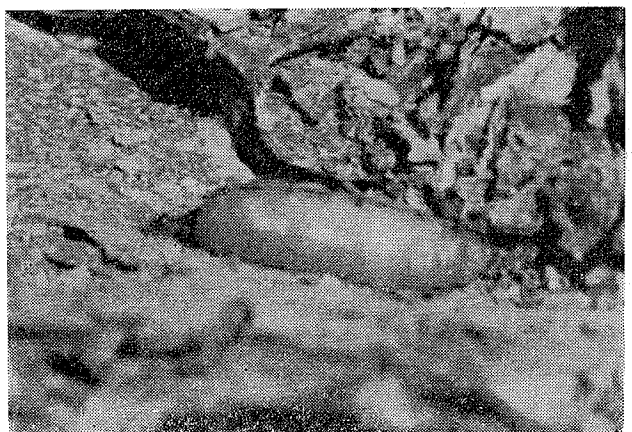
山林中で食害をうける、これらの地域の樹種は、もちろん、クロマツがとくに多いが、ヤマモモ、ヤシヤブシ、ネズミザシ、ウバメガシ、サクラなどの生木も、しばしば甚だしい食入を受けており、ことに比較的巣に近い活動圏内での被害の頻度が高い。

## 2

瀬戸内の沿岸部や島嶼部では、集落地帯では一般に、ヤマトシロアリ3—4割、イエシロアリ6—7割ぐらいであるか、もしくは両者おおよそ半々、山林内では、ほとんどすべて、イエシロアリが活動している現況である。

山林内におけるイエシロアリの1群の活動圏は、野外自然の状態であるだけに、きわめて広い場合があるが、10a—20a ぐらいのことが一般に多い。

今、山林内の、おおよそ巣の所在を予想される区域に、松材の誘蟻杭を任意の間隔をもって打ち込んでおく

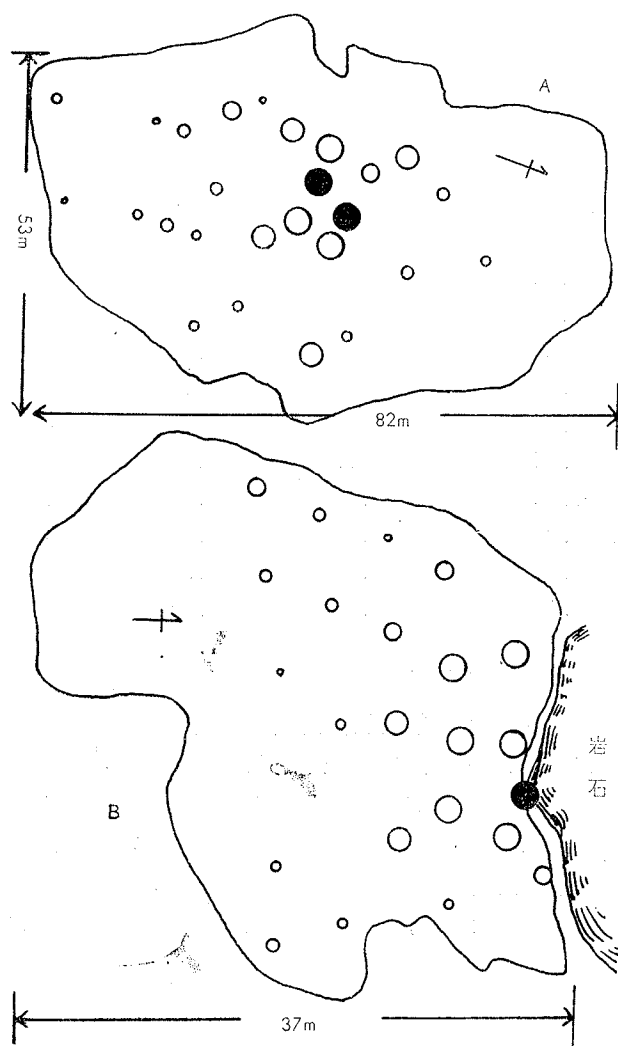


第8図 松切株下から掘り出した巨大なイエシロアリの本巢 (上) とその内部女王台上の女王 (下)



と、その群の活動圏のおおよその大きさを知ることができ、このような方法をとることによって、ササ、スキヤコンダに掩われた山林中でも、その誘蟻杭のシロアリによって食害される程度から、正確に巣の位置を推定することも可能である。

第9図は、こうした誘蟻杭打込法によって、活動圏の大きさと巣の位置関係を知るために行なった試験例であるが、シロアリによる食害度のもっとも高い誘蟻杭の付近において、目指す巣が発見される場合はきわめて多いものである。けれども、調査地付近に、もしも露出岩盤や巨大な石などが存在するような場合には、巣のみがやや距ったそれらの下に存在する場合もあって、それには、やはり、予め適切な状況判断が必要のように思われる。



第9図 イエシロアリの誘蟻杭食害度(白丸)と巣の位置(黒丸)との関係

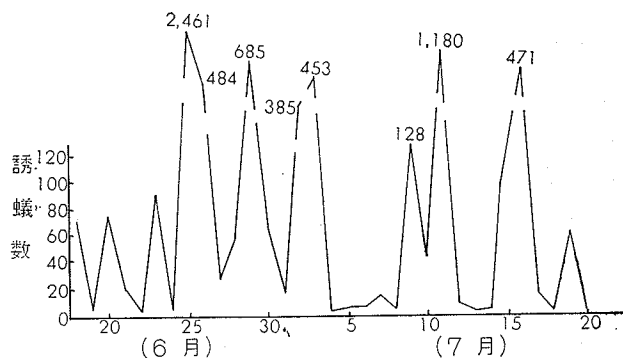
このような、誘蟻杭打込法による推定は、限られた杭の本数の場合には、対角線的に直交配置して打ちこむか、さらにそれらに、任意方向への補助線配置を加えるかすれば、大抵の平坦な山林区域の場合には、十分間に合うように思われるが、やや勾配のつよい場所では、数層の扇状または鱗状配置か、もしくは同心円の配置の方

が適当であると思う。

このようにして調べた結果、私どもは、彼等の1群の活動圏がきわめて広いこと、巣の位置との関係が、かなりよく掴めることを知ったが、それと同時に、山林中のイエシロアリが、あたかも適当な食物に飢えているのごとく、すごい勢いで誘蟻杭をかじることを知って驚いた。このことは、人類とシロアリとの対決が、今後益々深刻なものになっていくものであろうことを思い知らせるようであった。たしかに、野放し状態のまま生活している彼等は、まるで飢えたもののように、私ども人類の側のスキをたえずうかがっているもののように思える。山裾から集落地への侵入は、まさに、彼等のナゲル込みであろう。

### 3

ところで、中国、四国地方における羽蟻の群飛時期は、ヤマトシロアリは、一般に4-5月とくに5月上中旬、イエシロアリでは、6-7月(若干は8月にも見られる)とくに6月下旬から7月上旬頃となっている。けれども、夥だしい数に上るシロアリの巣から、すべて一斉に羽蟻が脱出するものでもないし、1巣についていっても、その群飛が、ただ1回で終了するものでもないで、脱出時期の到来した高密度の棲息地帯では、相当に頻繁なシロアリの群飛が、相次いで起るものと推定される。そこで、私どもは、直島の山林中に蛍光灯を設置して、それらの様子を探索してみた。その結果は、第10図および第1表のようで、はじめ予想した通り、きわめて頻繁複雑なものであることがわかった。まさに、シーズンの40日の間、2、3日おきには、どこかで群飛が起っているといった現状なのである。



第10図 イエシロアリ羽蟻の蛍光灯(青色蛍3基+白熱灯7基)への飛来実態(昭35、於直島)

もしも、われわれが、そうした事実をまったく知らないで、別段打つべき手も打たないでいるとすれば、一体、将来はどんなことになるものであろうか?少なくとも、シロアリの群飛が、将来の女王、王になるべき、生殖のための雌雄成虫の出会いであるからには、彼等の種族の勢方が、現状で止まるはずのものでは決してあるまい。思えば、戦慄に価する実態である。

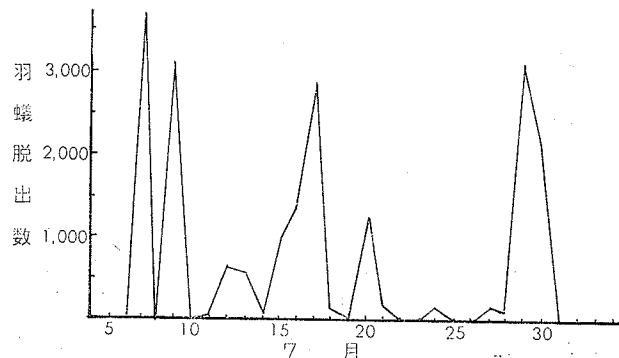
第1表 山林内におけるイエシロアリ羽蟻の群飛状態  
(於 直島, 青色蛍光灯24燈, 白色蛍光灯4燈設置)

灯 No.	昭 37		昭 38		備 考
	飛 来 期 間	ピ ー ク	飛 来 期 間	ピ ー ク	
1	6.26—7.24	7.4	6.22—7.30	7.4	ピークの頻度(昭37) (日時) (頻度) 6.25 1 6.26 1 6.29 2 6.30 1 7.1 5 7.4 12 7.7 10 7.10 2 7.24 1
2	7.1—7.15	7.4	6.22—7.30	6.24	
3	6.26—7.23	7.4	6.22—7.20	7.9	
4	6.26—7.25	7.7	6.22—7.19	7.9	
5	6.24—7.23	7.7	6.23—7.25	7.19	
6	7.1—7.25	7.4	6.22—7.25	7.9	
7	6.27—7.17	7.1	6.22—7.25	7.9	
8	6.29—7.25	7.4	6.22—7.25	7.7	
9	6.26—7.17	7.4	6.22—7.30	7.6	
10	6.18—7.25	7.4	6.22—7.30	7.7	
11	6.18—7.25	7.4	6.28—7.30	7.6	
12	6.24—7.28	7.4	6.28—7.30	7.4	
13	6.24—7.26	7.4	6.20—7.30	6.22, 7.4	
14	6.18—7.30	6.25, 6.29, 7.1	6.20—7.19	6.25, 6.28	
15	6.18—7.30	7.7	6.23—7.19	6.23	
16	6.18—7.30	7.10	6.20—7.19	6.22, 6.28	
17	6.18—7.29	7.7, 7.24	6.20—7.25	6.23	
18	6.26—7.29	7.4	6.20—7.30	6.28, 7.4	
19	6.18—7.26	7.4	6.20—7.25	6.28	
20	6.26—7.26	7.1	6.20—7.30	6.22	
21	6.17—7.28	7.7, 7.10	6.21—7.16	6.22	
22	6.17—7.25	6.29, 7.1, 7.7	6.21—7.17	6.28	
23	6.26—7.21	7.7	6.21—7.25	6.21, 7.7	
24	6.24—7.23	6.30	6.28—7.25	7.16	
25	6.17—7.15	7.7	6.21—7.25	7.4	
26	6.17—7.29	7.7	6.21—7.25	6.24	
27	6.26—6.30	6.26, 7.1	6.22—7.16	6.28	
28	6.26—7.29	7.7	6.21—7.25	6.28	

1個のシロアリの巣からの羽蟻の群飛が、普通ただ1回に止まらないで2, 3回時には数回にもわたることは、すでによく知られたことであるが、このことは、第1表の成績の中にも、それを裏書きするような事実が見出だされる。しかし、いっそうはっきりしたこれらの実情を確認するために、私どもは、予め用意したケージの中にイエシロアリの巣をかこい、羽蟻の脱出を調査してみた(実際には、かこった年には脱出が見られずに、その翌年にさかんな羽蟻の脱出が見られた)。その結果は、第11図のようで、総数20,577頭にのぼる羽蟻は、4つの顕著なピークと、2つの小さなピークを作って、約25日にわたって脱出した。これは徹底的な脱出数調査によるものであるが、私どもが別途に行なった他の10数例の調査結果と比較して考えてみても、イエシロアリの羽蟻脱出の一つのモデルと考えてもさしつかえないように思う。

シロアリの羽蟻の脱出数やその回数は、もちろん巣の大きさと深い関係があると思われる。

もし、すでに示した第8図のような、横周2m余りにも及ぶような巨大な巣について、われわれが、その羽蟻の脱出数やそれらの脱出回数を調べたとすれば、第11図の成績などよりも、いっそう複雑な様相が見られたかも



第11図 イエシロアリ羽蟻の群飛調査成績の一例(昭37, 於直島)

知れない。

ところで、ヤマトシロアリの羽蟻の群飛は、すでにのべたように、この地方では大体5月であるが、いま瀬戸内地域での実際の調査成績の1例を示すと、第2表のようである。

第2表 瀬戸内地方におけるヤマトシロアリの羽蟻群飛時期 (1961)

時 期	件 数*
4 月 上 旬	2
〃 中 旬	4
〃 下 旬	8
5 月 上 旬	23
〃 中 旬	21
〃 下 旬	11
6 月 上 旬	5

\* 3地区 451戸を調査対象とする。

一般に瀬戸内地方では、5月上中旬においてヤマトシロアリの群飛の頻度ももっとも高く、年による変動もそれほど大きくない。ヤマトシロアリの羽蟻の脱出も、イエシロアリと同様に、決して1回に止まるものではないことは、周知のことであるが、ここでは、それらの成績は省略する。

#### 4

シロアリの羽蟻が、一般に光に対して、すこぶる顕著な陽性の走光性(光源の方向に向って反応すること)を発揮することは、周知のことであるが、多くの光に集まる昆虫と同様に、シロアリも、蛍光灯に対していっそう顕著な反応を示すことも、最近をよくわかってきている。前記の直島を舞台にして、私どもが、これまで行ってきた試験成績の1部を示すと、第12図および第3表のようで、一般的には白熱燈などよりも、たとえば青色蛍光灯や白色蛍光灯の方が、シロアリ羽蟻に対する誘引力がいっそうつよいように思われる。

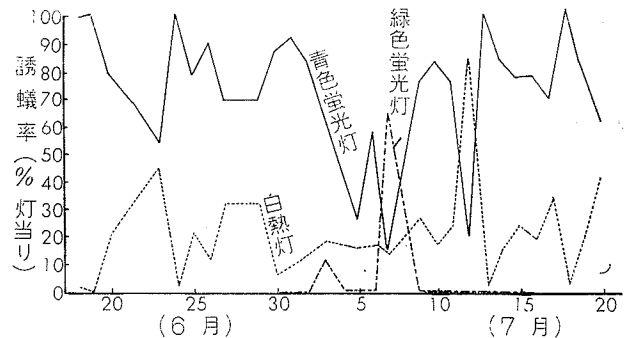
青色と白色の蛍光灯では、第3表では一応白色蛍光灯の方が、青色のものよりもいっそうつよい誘引力を示す成績となっているが、飛来するシロアリの羽蟻の数は、光源と巣との位置関係によっても、ずいぶん変動があると考えられるから、このような成績から、直ちに決定的なことを云い切ってしまうことは穏当ではあるまい。しかし、それらと白熱燈との間では1、2問題はあろうであるが、資料を通覧して、かなりな違いを認めざるをえない。

なお、この試験に用いたケミカル・ランプというのは、本来は特殊な目的に使用する短波長(3,600Å内外)の蛍光管であるが(青白い光を放つ)、一般の光によく集まる昆虫類の多くは、青色蛍光灯と同等もしくはそれ以

上に顕著に反応する傾向がある。しかし、イエシロアリの羽蟻のそれに対する反応を、一般の蛾類や甲虫類などと同様な眼で、見るべきであるかどうかは、試験が不十分であるので今のところはよくわからない。

しかしながら、とに角、シロアリ(羽蟻)の防除の一策として、今さしあたり蛍光灯を設置するというならば、白色もしくは青色の蛍光灯はたしかに有効なものであって、その点ではまず、現在のところ、その右に出るものはあるまい(一説によると、イエシロアリに対しては藍色蛍光灯がもっとも有効という)。

シロアリの防除の目的で、特別に蛍光誘蟻燈を設置するなどという手段は、通常は殆んどその必要はないであろう。しかしながら、イエシロアリに対して、その巣を撲滅する作業と平行して、補助的手段としてでも、常時こうしたやり方をなさざるをえない処が、現に瀬戸内海の島嶼部に存在するという事は、シロアリに関心をもつわれわれの一応記憶せねばならないところであろう。私どもが、以上にしばしばのべた香川県直島の直島もそのよい例である。



第12図 3種光源のイエシロアリ羽蟻誘蟻率比較(昭35, 於直島)

#### 5

瀬戸内の沿岸、島嶼部では、近年船の往来もきわめて頻繁であり、海に面したいろいろな施設も年を追って増えつつある。しかしながら、一方では、わずか2、3年もしくは数年にして危険状態になったり、使用不能に立至ったりする物件も多く、シロアリに対する身構えなしにはまったくそれらの浪費をさげられない状態である。島内住宅地の軒なみの被害はもとより、神社、鳥居、寺院、電柱、海底ケーブル導入口、海岸保安林、沿線鉄道枕木などと、シロアリによる被害は実に莫大である。私どもは、現に、新築後7、8年にして危険状態におちいった海岸部の神社も目撃している。シロアリの被害がもつて、台風時に年々その倒伏数をまず海岸保安林も知っている。そうして、もうこのあたりで、何とかこの地域のシロアリに対して、積極的な攻勢に出らなければならないと考えている。そのためには、巣の徹底的な除去作業、切株の合理的な処置、被害部の科学的処置などはもとより、補助的な防除手段も巧みにとり入れて、総合的

第3表 光源別（同一地点に設置）イエシロアリ羽蟻誘殺数（昭36，於直島）

地点 光源	A				B			C			D		
	白熱	白螢	青螢	ケミカル	白熱	白螢	青螢	白螢	青螢	ケミカル	白熱	白螢	青螢
5.31—6.10	0	2	4	—	0	0	0	0	0	—	0	1	3
6.11—6.20	8	9	12	—	13	7	4	11	22	—	4	39	34
6.21—6.30	14	147	82	—	2	35	0	957	850	—	306	1,194	680
7.1—7.10	71	31	—	78	31	76	33	45	—	167	10	17	97
7.11—7.20	1	1	—	2	8	19	1	1	—	0	0	1	2
7.21—7.23	1	2	—	0	1	15	0	1	—	1	0	1	0

なシロアリ対策を講ずべきであろうと考えている。発生区域に殺虫剤を施用すればよからうというぐらいの生やさしい現実ではないことを、あえてここに付言しておきたい。

#### おわりに

以上、私どもは、過去数年の体験をもとにして、瀬戸内地方のシロアリ事情につき、その片鱗を紹介したが、もとより研究調査の不備により、十分のべえなかった点やふれえなかった点も少くない。しかし、私どもは、今

後もなお引きつづいて研究調査を続行し、それらの不備を補い、将来、いささかでも、これらの地方のシロアリ対策に貢献したい考えである。大方の御指導をおねがしたい。

筆をおくにあたって、常々御指導、御援助をいただいている、宮崎大学中島教授および清水助教授、慶応大学森教授、九州大学安松教授および平嶋助教授、農林省林業試験場藍野博士および森本博士、香川大学（農学部）岡本教官等の諸氏に対して深く感謝する。

# 腐朽と白蟻の被害についての一般の認識

細川哲郎\*

木造建築物が燃えやすいことは誰でも知っているが、腐朽や蟻害を受けやすいということは、一般人は余り認識を持っていないようである。このため建築物の腐朽や白蟻に対する対策がたてにくく多額の国家財産をいたずらに損失せしめている感がある。

米を常食とする日本人が案外米食の欠陥を知らないと同じで、余り身近にあるためにかえって（木造）建築物の腐朽や白蟻による被害を認識していないようである。白蟻多発地帯である和歌山、香川、愛媛、山口県あたりで経験したことであるが、一般住宅調査に行くと「自分の家の風呂場にも物置きにも三年程前から白蟻がいますよ。」と平然と云うのである。それでいて被害の恐ろしさを全然認識していないのである。確かに腐朽や白蟻による被害は火災による被害のように一度に出るものではなくじわじわと来ることが多いので、一般人が余り驚異に感じないのも無理からぬことかもしれない。しかし白蟻の被害が原因で起る人命事故も多々報告されている

し、特に地盤や風水害のとき崩壊した家屋を調べると白蟻の被害を受けているケースが多いと云われている。しかしいづれにしても一般人の認識がない以上何等かの対策を構じる必要がある。一般人に白蟻の被害の恐ろしさを認識させることが難しいとするなら、建築施行令のような形で少くとも新築あるいは増改築するときには、防腐、防蟻処理を十分行なうべき規定を設ける必要があるのではなからうか。

既設建築物の白蟻駆除工事を頼んで来るような人は必ずと云ってよい程「これから新築するときは、予防処理を頼みますよ。被害が出て駆除、予防工事をすると被害箇所の補修があるため、非常に費用がかかるだけでなく十分な処理もできないようですから」、のように云っている。

新築時の防腐防蟻処理を一般人に徹底させるには、法律で規定すること以外に誰にでも簡単に処理できるような方向に持って行くべきであろう。

\* 武田薬品工業KK 化学品業務部開発課

# 近畿支部だより

当支部の昭和38年度の活動方針は、昨年度に引続き

1. シロアリ被害の恐しさ及びその対策並びに当協議会の存在を一般に認識させる。
2. 支部の組織の拡充を図る。

の2点に重点を置いて運営されました。

なお、特に今年度は本部において防除士制度を発表されましたので、支部会員の業界の方々に出来得る限り多数資格を取得していただくように努力を払いました。

その結果資格認定申請者は39名(39年4月現在)に及び一応初期の目的を達したものと考えています。

このように当支部も発足後3年を経過し、次第に拡充されつつあることは誠に喜ばしいことで、今後も皆様の御協力を得てより一層発展するよう努力を重ねて行きたいと思えます。

次に、この一年間に行いました主なる事業を振り返ってみたいと思えます。

## ①. 38年5～7月

37年度に作成しましたパンフレットの残部が少なくなりましたのと、その内容も貧弱であったのを充実することを目標にして新しいものを作成し、配付しました。作成部数は2万部で、内容についても宮崎大学の中島先生や京都大学木材研究所の西本先生等より戴いた貴重な原稿や、37年に当支部で調査した近畿地方のシロアリ被害区域図なども登載し、30ページ近くの相当充実したものができ上りました。

このパンフレットは岡山大会の席上でも参会者の方々に配付しましたので御存知の方も多いいと思えます。

## ②. 38年8月22日 防除士制度懇談会

本部より発表された、防除士制度について、支部内の周知徹底を図ること及び意見を伺うために、業界の方々及び京大西本・大阪府大伊藤両先生を招いて、意見を伺い、その結果をまとめて本部に対し当支部としての意見を提出しました。(大阪府職員会館)

## ③. 38年10月23日 支部通常総会

大阪駅西口(貸切バス)→京都大学木材研究所→黄檗宗大本山万福寺(総会・懇親会)→名神高速道路→大阪駅(解散)の順序で開催しました。

まず京都大学木材研究所では西本研究室でイエシロアリの飼育・各種木材腐朽菌のばい養・防腐剤の研究状況等を拝見し、非常に有意義でした。また万福寺では異国情緒豊かな禅寺で総会を持ち、更に普茶料理で懇親を深め境内を拝観し、楽しい時を過ごしました。

## ④. 38年12月23日 支部理事会

防除士制度が具体的に決定されたので、これの徹底を主な目標として開催し、終了後忘年会を兼ねて会食しました。なお、この際本部の重要事業である薬剤認定・仕様書制定・防除士認定等について、本部規約に明確な表現がなされていないので、明確に表現してもらってはどうかとの意見が出され、満場一致で議決されたので、39年1月に、その旨を本部に申し入れました。(国際ホテル)

## ⑤. 39年3月

大阪府立大学農学部の伊藤修四郎先生(当支部理事)が渡沖されるので沖縄におけるシロアリ被害の調査・資料や標本の採集等をお願いしました。この結果は先生の報告がまとも次第発表していただく予定です。

(文責 事務局 森 堅)



# 愛媛県支部のうごき

愛媛県においては、県下全域にわたりシロアリが生息し、その被害も年々増大している傾向にあるので、これが予防及び駆除対策を講ずる必要を痛感し昭和35年以来毎年県下においてシロアリの生息及び被害並びに予防剤の効力試験を実施しましたが、その結果は、次のとおりで、本県においては、この資料に基づき昭和39年度において予防駆除の指導費としてその経費を県予算に計上し、更に全日本しろあり対策協議会愛媛県支部と協力して予防・駆除の対策を講ずることとしておきます。

## 記

### 1. 試験くいによる試験の実施

別紙「試験くいによるシロアリの生息被害及び予防剤の効力試験実施計画」に基づき、昭和36年8月～10月に打込み、昭和38年12月引抜き試験を実施した。

### 2. 試験の結果

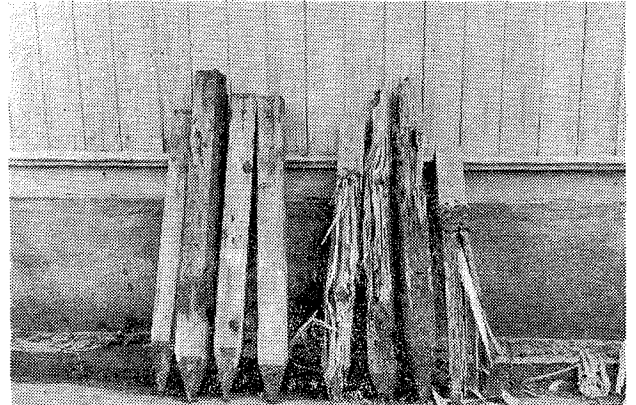
試験くいによる結果の別表のとおりである。

### 3. 一般所見

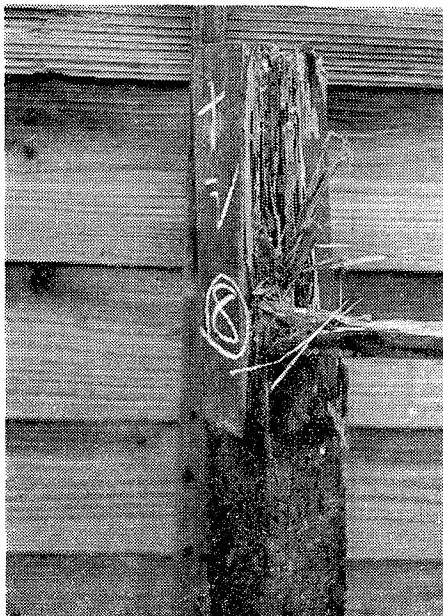
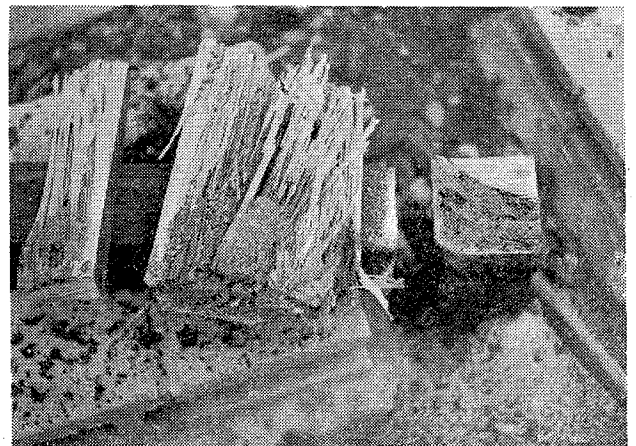
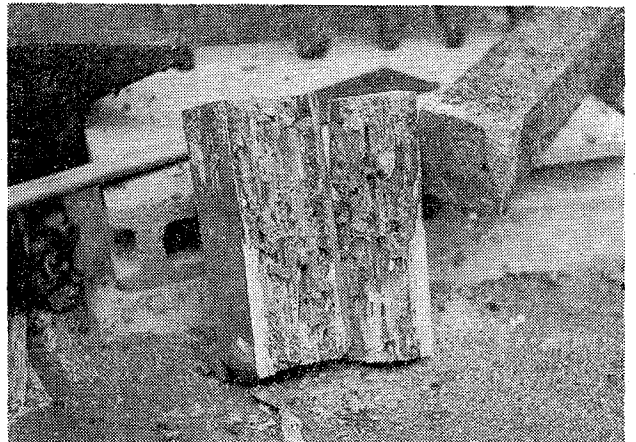
試験くいの引抜後において調査した結果によると無処理材は50%～100%がシロアリの被害と同程度の腐朽が確認されたが薬剤処理材は一部に局部的に軽微な被害を認められたが100%近い好成績であった。

特に、県下南部においては、無処理材の100%に、イエシロアリの被害を受けており、その他の地域のほとんどがヤマトシロアリの被害を受けていた。

以上の観点から今後本県におけるシロアリの予防・駆除対策として構法と管理も必要であるが木造建築物の新築・既存をとわず予防剤処理による措置を積極的に推進しシロアリの種別、生息、地域等を考慮しこれに応じた適切妥当な対策が必要である。

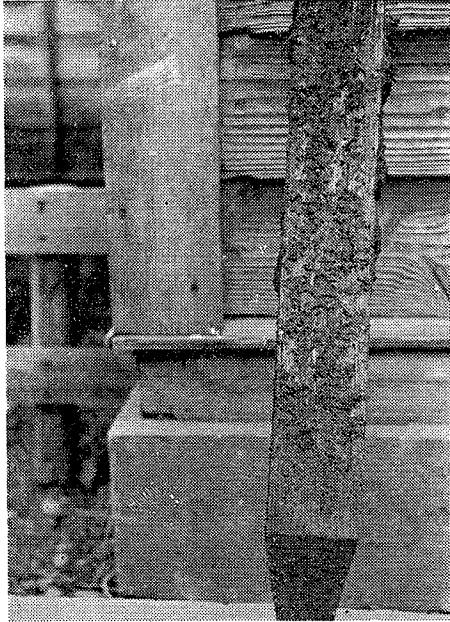


薬剤処理材 | 無処理材  
イエシロアリによる被害  
(愛媛県南部打込のもの)



無処理材

被害材



被害材

## 試験くいによるシロアリの生息被害及び予防剤の効力試験実施計画

### 1. くいの中打込み試験

#### 1) 予防剤の効力試験

野外において各種予防剤の効力をすみやかに得るため県下で適当な地域を選び木造建築物に利用度の高い松又は杉の角材（二等品以上のもの）に予防剤二回塗布したものを土中に打込み短期間に予防剤の効力を検

定するものとする。

#### 2) シロアリの生息及び被害試験

シロアリの生息及び被害の状況を短期間に調査するため試験くいを土中に打込み試験を行なうものとする。

#### 2. 試験期間

この試験は昭和36年8、9月中に試験場所を選定、試験くいをそれぞれ土中に打込み翌年1月中に中間検査を行ない8月をもって結果をまとめるものとする。

#### 3. 試験場所

御荘 宇和島 大洲 松山 今治 西条 三島

#### 4. 供試薬剤

アリアンチ	(予防剤)	三共 K K
アリノン	( // )	山宗化学 K K

#### 5. 試験くい

試験くいは松材で9センチメートル角材、長さ80センチメートルのものに1回の塗布量  $200\text{cc/m}^2$  以上を木材表面に薬液がむらなく附着するよう塗布するものとする。

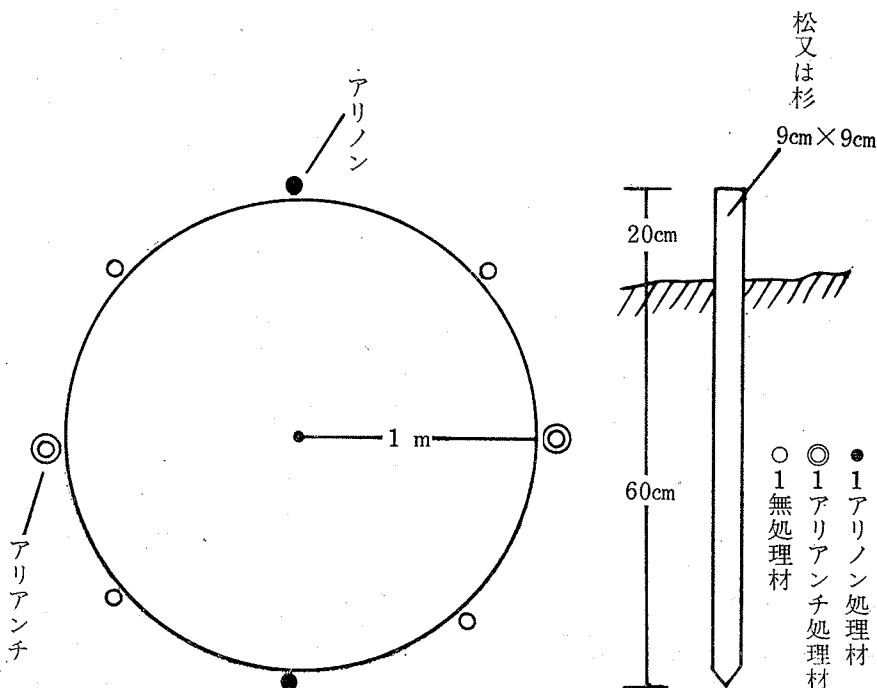
#### 6. 試験方法

試験はくいの打込み方法とし次の図に示す方法によりくいの先端を円錐形に削り60センチメートルを土中に打ち込み、上部20センチメートルを露出させる。

なお、試験くいの打込みは、予防剤使用材と無処理材を交互に打ち込むものとする。

#### 7. 試験の結果

中間試験では打ち込んだ試験くいを静かに抜き取り白ありの食害の有無、腐朽の状況を入念に調査観察すること。





試験ぐいによるシロアリの生息被害及び予防剤の効力試験結果表

打込場所	伊予三島市 県立三島高等学校	松山市古三津 市立宮前小学校	今治市日吉 市立日吉中学校	宇和島市妙典寺前 市立宇和島小学校	西条市大町 西条南中学校	南宇和郡御荘町 御荘小学校	大洲市西山根 市立大洲南中学校
打込年月日	昭和 36. 8. 30	昭和 36. 8. 31	昭和 36. 9. 1	昭和 36. 9. 6	昭和 36. 9. 8	昭和 36. 9. 9	昭和 36. 10. 18
検査年月日	昭和 38. 12. 16	昭和 38. 12. 13	昭和 38. 12. 18	昭和 38. 12. 24	昭和 38. 12. 17	昭和 38. 12. 23	昭和 38. 12. 25
打込附近の状況	道路まで60m建築物まで2m 砂利と粘土 乾 良 常水面低いところ	道路まで100m建築物まで5m 砂と砂利 湿 不 良 杭の上端まで常水面	道路まで50m建築物まで50m 砂 地 普通 普通 常水面は低い	道路まで70m建築物まで2m 粘土 普通 普通 常水面は低い	道路まで60m建築物まで2m 砂利と粘土 湿 不 良 杭の上端近くまで常水面	道路まで100m建築物まで2m 砂利と粘土 乾 良 常水面低いところ	道路まで50m建築物まで10m 砂利と粘土 乾 良 常水面は低い
試験の結果	1	100%	0%	100%	100%	100%	100%
	2	軽微	0%	20%	70%	50%	100%
	3	50%	0%	20%	50%	50%	100%
	4	0%	0%	20%	50%	0%	100%
アリノン処理材	1	軽微	0%	軽微	0%	0%	0%
	2	0%	0%	0%	0%	0%	0%
アリオンチ処理材	1	0%	0%	軽微	0%	0%	0%
	2	0%	0%	0%	0%	0%	0%
被害状況	杭の上端まで常水面があるが一部にシロアリの幼虫も生息しており部分的に軽微な食害痕を残している	この地方はシロアリの生息地であるが埋立地で営巢の機会が少なかつたもの	試験杭一本にイエシロアリの食害痕がありその他の無処理材全部にヤマトシロアリの被害を受けている	この地区は、水が豊富で常水面が高くイエシロアリの生息には適しているが、ヤマトシロアリの生息には適してはおらず食害痕が認められる	無処理材全部にイエシロアリの食害痕が認められる。打込箇所には管巢は見られなかつた。		
その他	管理不十分で結果を見ることができなかった						管理不十分で結果を見ることができなかった



香 坂 正 二\*  
天 明 稔\*

◆理事会などの会議開催

第21回理事会

- 日 時 昭和38年6月11日(火)午後2時  
場 所 半蔵門会館会議室  
議 題 1. 第6回全国大会の諸行事について  
2. しろあり防除施工業者の指定基準について  
3. その他、昭和38年度事業計画、予算案(概算)外

用語集編集委員会

- 日 時 昭和38年6月15日(月)午前10時  
場 所 半蔵門会館会議室

薬剤認定委員会

- 日 時 昭和38年7月5日(金)午後3時  
場 所 半蔵門会館会議室  
議 題 認定申込5品目審議

第22回理事会

- 日 時 昭和38年7月12日(金)午後2時  
場 所 半蔵門会館会議室  
議 題 1. 「しろあり」防除施工士(仮称)規定(案)  
2. 役員改選案について  
3. 薬剤認定について

第23回理事会

- 日 時 昭和38年7月30日(火)午後2時  
場 所 半蔵門会館会議室  
議 題 1. 「しろあり」防除施工士(仮称)規定案  
2. 役員改選案について  
3. 規約改正案について  
4. 昭和37年度決算案並びに同38年度事業計画、同年予算案について  
5. その他(第6回全国大会の運営)

しろあり対策講演会(岡山県建築士会共催)

- 日 時 昭和38年8月7日(水)午後1~5時  
場 所 岡山県中央労働会館3階大ホール  
演 題 1. 建築基準法改正について  
2. 私たちの生活と「しろあり」  
3. 「しろあり」対策  
4. 映画「しろあり」外

第6回しろあり対策全国大会

昭和38年8月8~9日、岡山県児島市  
詳細は、別掲の「全国大会のあらまし」

第1回役員会(理事, 評議員)

- 日 時 昭和38年10月4日(月)午後2時  
場 所 都市計画協会  
議 題 1. 第6回しろあり対策全国大会の経過報告について  
2. 「しろあり」防除施工士(仮称)規定(案)について  
3. 事務所の移転について  
4. その他  
(1) 機関誌及び用語集の発刊  
(2) 研究会等の開催  
(3) 新規賛助会員の入会について  
(4) 選出役員(第6回大会)の承諾状況について

薬剤認定委員会

日 時 昭和38年10月28日(月)  
場 所 日本住宅協会会議室

第24回理事会

- 日 時 昭和38年11月11日(月)午後2時  
場 所 日本住宅協会々議室  
議 題 1. 「しろあり」防除施工士規定の実施準備について  
2. 「しろあり」防除薬剤の認定取扱について  
3. 「しろあり」防除薬剤認定申込受理の経過報告について

第1回防除士検定委員会

- 日 時 昭和38年11月19日(火)午前10時  
場 所 日本住宅協会会議室  
議 題 1. 防除士認定申込について  
2. 防除士の登録について  
3. // 申込書及び同案内書について  
4. // 申込受付等の事務委託

第2回防除士検定委員会

日 時 昭和38年12月10日(火)午後2時

\* 常務理事

場 所 日本住宅協会会議室

- 議 題 1. 防除士資格検定に関する講習会テキストの編集について  
2. 防除士資格認定申込関係書類について

第25回理事会

日 時 昭和38年12月11日(月)午後5.30~7.30

場 所 日本住宅公団九段分室

- 議 題 1. 「しろあり」防除施工士資格認定申込受付について  
2. 同上受付事務について  
3. 「しろあり」防除施工士に関する講習会開催について

第3回防除士検定委員会

日 時 昭和39年2月7日(金)午後2時

場 所 日本住宅協会々議室

- 議 題 しろあり防除「ダイジェスト」編集について  
(講習会用テキスト等に使用する、しろあ

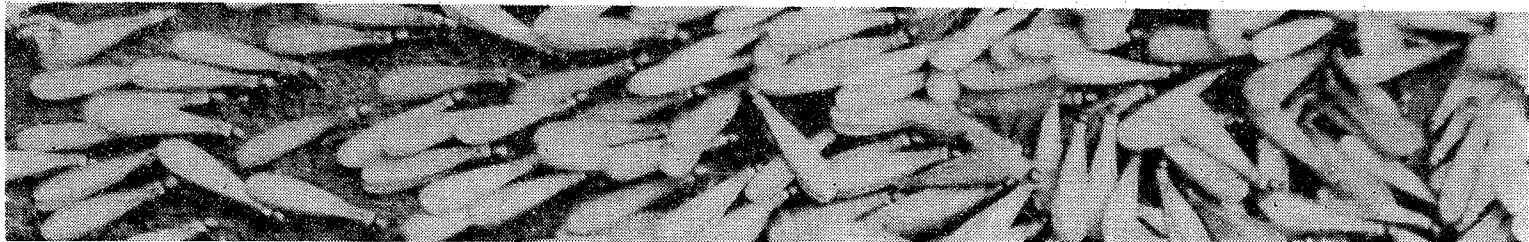
り関係の図書)

第26回理事会

日 時 昭和39年3月27日(金)午後2時

場 所 虎ノ門ペーカリー会議室

- 議 題 1. 第7回しろあり対策全国大会の開催について  
2. 昭和38年度収入支出予算の決算について  
3. 昭和39年度事業計画及び予算案について  
4. 規約の一部改正案について  
5. 機関誌第3号の刊行について  
6. しろあり防除ダイジェストの刊行について  
7. しろあり防除講習会の開催について  
8. 役員改選案について  
9. しろあり防除施工士の認定申込状況について (常務理事)



## 事務所移転のお知らせ

本協議会の事務所は、永らく東京都中央区銀座、三共ビル内に設置されていましたが、今回、社団法人日本住宅協会の厚意により、同協会内に昭和38年11月1日に移転し事務を開始しておりますから、お知らせします。

なお、会長(大村氏)並びに、常務理事(香坂氏)は常時おられますから、事務の円滑化が図られております。

事務所移転先

港区芝虎ノ門8, 虎ノ門実業会館7階  
社団法人 日本住宅協会内  
電話(501)3568番

# しろあり防除施工士規定の実施

第6回全国大会（昭和38年8月8日）において、標記規定について、研究が行われ内容の再検討と実施を急がれていたので以降理事会で充分検討審議を行い「しろあり」防除施工士規定並びに同細則を昭和38年12月1日から実施した、これによって、全国各地において、「しろあり」防除施工に従事している当協議会々員の資格認定を（同規定附則1，2，に基いて）行うことに決定、この認定申込受付を、昭和39年1月から開始されたのである。受付事務は、支部及び、建築行政協会各支部へ事務委託がなされた。

以下、申込に関することをお知らせします。

## (1) 申込手続

- イ 受付期間 第1次 昭和39. 1. 1～39. 2. 29  
第2次 // 39. 4. 1～39. 4. 30
- ロ 受付場所 本部、福岡、愛媛、近畿、鹿児島  
の4支部、これら府県以外の建築行政協会各支部（大阪市、名古屋市支部除く。）
- ハ 申込方法 申込書2通に所定の手料を添附する。

(2) 認定合否結果 昭和39年7月31日までに通知する

## (3) 認定合格者の登録

認定合格者には、合格通知文書の日付から6箇月間に限り「しろあり」防除施工士名簿への登録受付を行い登録証書及び同証明書を発行する。

(4) その他、申込資格並びに手数料等については、規定及び同細則を参照のこと。

## 「しろあり」防除施工士規定

（全日本しろあり対策協議会）

### 第1章 総 則

#### 第1条 目的

この規定は、「しろあり」の防除施工を行なう技術者の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって「しろあり」防除施工の確実性と安全性を確保し、防除の万全を期することを目的とする。

#### 第2条 定義

この規定で「しろあり」防除施工士（以下「防除士」という）とは、全日本しろあり対策協議会（以下「協議会」という）の会員であって、第4条による防除としての資格取得者で、「しろあり」の予防、または駆除の業務を行なう者をいう。

この規定で、予防または駆除とは、協議会木造建築物の「しろあり」防除処理仕様書に準じて行なう工事とする。

#### 第3条 業務

防除士は、その学識と経験に基づいて「しろあり」の予防または駆除の工事を確実に安全に行なうものとする。

#### 第4条 資格の取得

協議会が実施する防除士の資格検定試験に合格し、別に定める手数料を納付した者は、協議会長これを認証し、協議会の防除士名簿に登録する。

#### 第5条 資格の喪失

防除士が、次の各項に該当した場合には、協議会長は、理事会の議を経てその資格を取消す。

1. 会員の資格を失ったとき。
2. 業務に不正実な行為を行なったとき。
3. その他ふさわしくない行為を行なったとき。

### 第2章 資格検定試験

#### 第6条 資格検定試験

防除士の資格検定試験（以下「検定試験」という）は、第3条に掲げる業務上必要な知識、技能につき、原則として毎年一定時期に一回行なう。

#### 第7条 受験資格

検定試験の受験資格は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 次の大学または学校を卒業して、施工に関して2年以上の実務経験を有する者とする。
  - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学
  - ② 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学
  - ③ 旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校
2. 次の学校を卒業して、施工に関して4年以上の実務経験を有する者とする。
  - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校
  - ② 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校卒業程度を入学資格とする修業年限3年以上の教育を行なう各種学校
3. 次の学校を卒業して、施工に関して6年以上の実務経験を有する者とする。
  - ① 国民学校初等科修了程度を入学資格とし、修業年限を5年とする旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による学校
  - ② 国民学校高等科卒業程度を入学資格とし、修業年限3年（ただし夜間は4年以上）とする旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による学校
4. 防除施工に関し、10年以上の実務経験を有する者

で、資格検定委員会において前各号と同等と認められた者。

### 第3章 防除士資格検定委員会

#### 第8条 防除士資格検定委員会

資格検定委員会は、資格検定試験に関する事務及び資格認定に関する事務を処理する。

#### 第9条 防除士資格検定委員会の組織

資格検定委員会は、15人以内をもって組織し、委員は理事会の議を経て協議会長が委嘱する。

委員長は、委員の互選によって定め、会務を総理するものとする。

第10条 防除士は、協議会が発行する証明書を携行し、要求があった場合には提示するものとする。

#### 附 則

##### 1. 資格認定

防除士の資格の認定は、この規定実施の日から起算して6ヵ月間に限り、試験によらないで選考により認定することができる。

##### 2. 資格認定基準

防除士の資格認定基準は、次の基準以上とする。

(1) しろあり防除施工経験年数 5年以上

(経験年数は、納税証明書その他これに類するものによって判定する。)

(2) 最近3ヵ年間の平均防除建築物の施工面積が5,000平方メートル(1,500坪)以上(建築物の施工面積については、詳細を明記する。)

3. この規定は、昭和38年12月1日から実施する。

#### 「しろあり」防除施工士規定細則

##### 1. 資格検定試験実施

(1) 資格検定試験を受けようとする者は、資格検定委員会の定める書類に受験料を添付して、一定の期間内に協議会に申込みをしなければならない。

(2) 資格検定試験は、次の事項について筆記試験を行なう。

イ. 「しろあり」に関する知識

ロ. 「しろあり」防除薬剤に関する知識

ハ. 「しろあり」防除処理仕様書に関する知識

ニ. 「しろあり」防除処理施工に関する技能

ホ. 建築に関する知識

(3) 資格検定委員会は、受験者に対して、資格の認定を行なう。

(4) 資格検定試験等の手数料は、次のとおりとする。

資格検定試験手数料 3,000円

資格認定手数料 3,000円

登録手数料 10,000円

登録は、3ヵ年に1回更新を行ない、更新手数料は、2,000円とする。

(5) 資格検定試験等を受けるに必要な事項は、申込締切日の3ヵ月前に会員に通知する。

##### 2. 資格検定委員会の運営

(1) 資格検定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(2) 受験資格の認定及び試験の可否は、出席委員が行なう無記名投票の3分の2以上をもって決定する。

(3) 資格検定委員会は、試験の事務に関し、臨時に試験委員を委嘱することができる。

3. この規定細則は、昭和38年12月1日から実施する。

#### (資料 1)

(様式 No. 1)

#### 「しろあり」防除施工士資格認定申込書

氏名	性別	生年月日	申込年月日	申込番号

私は貴会認定の防除施工士資格認定を受けたいので申込みをいたします。私は以下に記載した事項が真実であり正確であることを誓います。

昭和 年 月 日

全日本しろあり対策協議会長 殿

氏名

(印)

氏名	生年月日	性別	男	女
現住所				
本居				
勤務先				
学歴(中学校卒業後、現在まで受けた教育について記載のこと)				
学 校 名	科 名	修業年数	修 業 年 間	修 業 年 月

#### (資料 2)

(様式 No. 2)

#### 「しろあり」防除施工士登録申込書

私は「しろあり」防除施工士の登録を受けたいので登録料(抄本)を添え申込みします。

昭和 年 月 日

氏名

(印)

全日本しろあり対策協議会長 殿

氏名	生年月日	性別	男	女
本居				
現住所				
試験	試験に合格した日	昭和 年 月 日	合格番号	
認定	合格通知日付	昭和 年 月 日	合格番号	
誓約事項	1. 申請書または登録申請書の真実を記述していません。 いりません。 いりません。 訂正内容を添付していません。 2. 登録料以上の額に納められたことがありません。 ありません。 ありません。			
印				
登録番号	登録年月日	登録料の受付番号	印	号

#### (資料 3)

(様式 No. 3)

#### 誓 約 書

私は「しろあり」防除施工士登録の上は下記の事項を遵守することを誓約いたします。

昭和 年 月 日

登録申込者氏名

(印)

全日本しろあり対策協議会長 殿

#### 記

1. 「しろあり」防除施工に関してはすべて全日本しろあり対策協議会本会建築物の「しろあり」防除処理仕様書を守り、必ずこれに基づいて施工すること。

2. 「しろあり」防除のために使用する薬剤はすべて全日本しろあり対策協議会の認定したものをを使用すること。

# 「しろあり」防除施工士資格認定申込案内

## 全日本しろあり対策協議会

(東京都港区芝虎ノ門8 日本住宅協会内)

電話 (501) 3 5 6 8

この認定は「しろあり」防除施工士規定(別添)に基づいて行なわれるものであります。

なお不明の場合は全国都道府県内にある建築行政協会支部並びに全日本しろあり対策協議会、福岡県、愛媛県、鹿児島県及び近畿の各支部に御照会願います。

## 1. 申込資格

次の各項に該当する者は認定申込の資格があります。

(1) しろあり防除施工経験年数 5年以上

(経験年数は納税証明書その他これに類するものによって判定します。)

(2) 最近3ヶ年間の平均防除建築物の施工面積が5,000平方メートル(1,500坪)以上(建築物の施工面積については詳細を明記すること)

注意 1: 経験年数については勤務者にあつては勤務先の証明書, 自家営業者にあつては納税証明書(又は納税申告書)を添付して下さい。

2. 施工実績については施工先からの施工証明書を添付して下さい。

## 2. 認定申込手続

(1) 申込書受付期間

第1次 昭和39年1月1日～同年2月29日まで 第2次 昭和39年4月1日～同月30日まで

(2) 申込書受付場所

支部会員—近畿, 福岡県, 愛媛県, 鹿児島県の各支部

本部会員—  
東京都在住者は本部  
支部所在地在住者は支部  
支部所在地以外の在住者は道府県内建築行政協会支部

(3) 申込方法 申込用紙2通(申込資格を証する経験年数, 施工実績証明書添付)に申込手数料3,000円を添付して提出すること。

(4) 認定予定時期 昭和39年6月30日

(5) 認定合否の通知書 イ, 昭和39年7月31日までに, 本人及び支部等受付先へ通知します。 ロ, 認定合格の有効期限は合格通知書の日付から6ヶ月間とします。従つて6ヶ月経過後は無効となります。 ハ, 合格通知には次の用紙を同封します。登録申込書, 誓約書(仕様書による施工及び認定薬剤の使用等についての誓約)

## 3. 登録申込手続

(1) 受付時期 昭和39年8月1日以降

(2) 受付場所 申込書提出場所と同じ

(3) 提出書類 登録申込書, 誓約書

(4) 手数料 10,000円納付のこと

## 4. 登録

(1) 登録証書並びに登録証明書を発行

(2) 徽章(バッヂ)の交付

## 5. 研修会の開催(予定)

しろあり防除施工に関する研修会を次のような要領で行ないます。

(1) 時期並び場所 第1回 昭和39年4月上旬 大阪, 福岡, 高松

第2回 // 5月上旬 東京

(2) 講師 しろあり防除施工士資格検定委員

(3) 会費 1,000円, 別にテキスト代表費(但しテキスト代は会員5割引)

## 「しろあり」防除施工士認定申込状況（一部）

標記申込状況は次のとおりである。

なお、第1次申込締切り(2月29日現在)分であって、  
 第2次申込分を推定すると、100名を突破するものとみ  
 られている。 支部別等の申込件数は、次のとおりである。

第一次しろあり防除施工士認定申込状況

受 付 別	都 道 府 県	申 込 件 数
本 部 扱	東 京 都	5
	広 島 県	3
	宮 崎 県	1
	徳 島 県	2
	香 川 県	1
	愛 知 県	3
	鹿 児 島 県 支 部	
鹿 児 島 県 支 部	鹿 児 島 県	24
	宮 崎 県	1
宮 崎 県		13
宮 崎 県	宮 崎 県	13
		23
近 畿 支 部		23
近 畿 支 部	大 阪 府	14
	和 歌 山 県	9
		3
愛 媛 支 部		3
愛 媛 支 部	愛 媛 県	3
		79
合 計		79

### バックナンバーのお知らせ

全日本しろあり対策協議会の出版物のうち、下記のもの  
 が多少残っていますので、ご希望の方は本協議会にご  
 注文下さい。

機関誌「しろあり」 No. 1, 1962.....100円  
 // // No. 2, 1963.....200円

しろあり防除ダイジェスト .....350円  
 しろあり用語集 .....200円  
 「しろあり」防除処理仕様書解説.....50円  
 しろありシリーズ1～4 .....各15円

# しろあり防除講習会開催

本協議会では、「しろあり」防除に関する講習会を、第7回しろあり対策全国大会の機会に、次のとおり別府市及び大阪市で開催して、「しろあり」防除施工の知識

の向上を図ることになった。  
以下講習会内容をお知らせします。  
(申込案内書のとおり)

## しろあり防除講習会案内

1. 日 時 (別府会場) 昭和39年5月27日(水) 9時～18時  
(大阪会場) 昭和39年5月29日(金) 9時～18時
2. 場 所 (別府会場) 大分県別府市駅前通別府信用金庫4階ホール  
(大阪会場) 大阪市東区法円坂町国家公務員共済会館1階会議室 TEL.(941)6243～8  
(市電法円坂停留所前)
3. 課目及び講師

課 目	時 間	講 師
しろありの昆虫学的知識	9.00～10.20	農学博士 森 八 郎 慶応義塾大学教授 〃 森 本 桂 農林省林業試験場
しろあり防除薬剤に関する知識	10.30～11.50	〃 芝 本 武 夫 東京大学教授 〃 河 村 肇 鉄道技術研究所
しろあり防除処理仕様書に関する知識	12.30～13.50	農林技官 雨 宮 昭 二 農林省林業試験場
しろあり防除施工に関する知識	14.00～15.20	前 岡 幹 夫 NKプレハブ(株) 森 本 博 建設省建築研究所
建築に関する知識	15.30～16.50	山 本 康 雄 大阪府指導課長 三 宅 俊 治 建設省建築指導課長 一ノ瀬 周太郎 大分県建築課長
質 疑 応 答	17.00～18.00	講 師 全 員

4. 受講資格 勤務先、年齢、男女を問いません。しろあり防除施工士認定申込の方は特に受講願います。
5. 受講料 2,000円 ただしテキスト代(350円)を含みます
6. 申込方法  
5月20日までに受講希望地の下記建築課宛受講料を添えて申込書を提出して下さい。  
なお、止むを得ない方は当日会場でも受付いたします。宿泊希望の方も5月20日迄に御申出下さい。
7. 修了証交付  
全課目受講者に対し修了証を交付いたします。
8. 申込受付  
別府会場 大分市荷揚町1 大分県土木部建築課  
大阪会場 大阪市東区大手前之町 大阪府建築部指導課

東京都港区芝虎ノ門8 虎ノ門実業会館 日本住宅協会内

主催 全日本しろあり対策協議会



## 第6回しろあり対策全国大会のあらまし



写真1 会場下電ホテル

本会では、恒例による第6回全国大会を、岡山県庁の協力によって岡山市においては、講演会(8月7日)を、児島市においては、第6回全国大会(8月8日)を開催し、盛会裡に、大会の幕を閉じた。

なお、今回、役員改選で、会長に、大村己代治氏(日本住宅協会事務局長)が選出されたことは、本会が一段と強化され、今後の飛躍が期待される。

以下、大会の概要をお知らせします。

### ◆しろあり対策講演会

日時 昭和33年8月7日(木) 13時~17時

場所 岡山県中央労働会館階大ホール(岡山市内)

講演 1. 「しろあり」対策について  
理事 前岡 幹夫氏(前副会長)

2. 建築基準法の改正について  
北島 照仁氏(建設省事務官)

3. 私たちの生活と「しろあり」  
理事 中島 茂氏(宮崎大学教授)

映画 「しろあり」及び「しろありの土壌処理」  
(アメリカ)

なお、聴講者は、約200名あって、本講演会は全国大会の一環として社団法人岡山県建築士会と共催で行われ



写真2 会場

たものであった。

### ◆第6回しろあり対策全国大会

日時 昭和38年8月8日(金) 13時~18.30時

場所 下電ホテル大ホール(岡山県児島市鷺羽山)

出席者 (本部) 大村(新会長), 基本(副会長), 前岡,  
河村, 中島, 森(八), 柳沢  
(事務局), 矢洲, 小田  
(一般) 220名(概数)



写真3 副会長挨拶

(大会行事)

司会の挨拶 芝本武夫氏(13時)

1. 昭和38年度総会(議長芝本武夫氏)

イ. 昭和37年度収入・支出決算承認 (別記)

ロ. // 38年度事業計画, 同収入支出予算承認

( // )

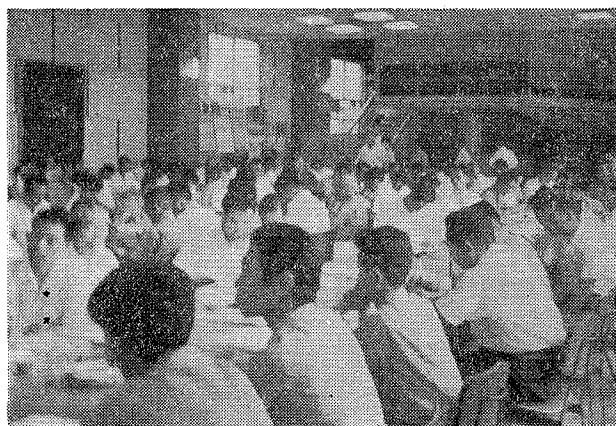


写真4 会場

ハ. 規約改正承認 ( // )

ニ. 役員改選承認 ( // )

役員改選案のとおり承認され、会長には、大村己代治氏が選出され、就任の挨拶があった。前会長の芝本武夫氏は、副会長として、今後も本会の運営に一層のご努力を願うことなる。

ホ. 昭和38年度事業の、機関誌「しろあり」2号並びに「しろあり」用語集の発刊について、編集委員長長の森八郎氏(理事)から経過の報告があった。

## 2. 研究会

「しろあり」防除士(仮称)規定(案)について  
芝本副会長から、規定案作成の経緯について説明があり、のち事務局から規定の朗読を行ない、質疑に入ったが、規定を作成し、これに基づいて、しろあり施行関係者に対して資格を与えることについては、全員賛成されたが、内容を再検討して、早期実施の意見が強かった。内容の再検討及び実施については、理事会に一任された。

以下規定に関して主なる意見(検討事項)は、次のとおりである。

イ. 名称 防除施工士(仮称)を、防除士とする

ロ. 資格検定 認定、登録の手数料を再検討する

ハ. 資格認定期間については、当分の間一定期間をできる限り短期間とする

ニ. 規定の実施期間を早期とする

## 3. 映画会

岡山県提供による次の映画が上映され、いずれも迫力のある映画であった。

イ. 「歴史をつくる岡山国体」

ロ. 「太陽と緑の町」

閉会の挨拶 (18.30時)

### ◆懇談会

下電ホテル 新館大広間にて、

大会参加者が全員出席され、17時から開会。地元として、児島市長の歓迎挨拶があって後、懇親会に入り郷

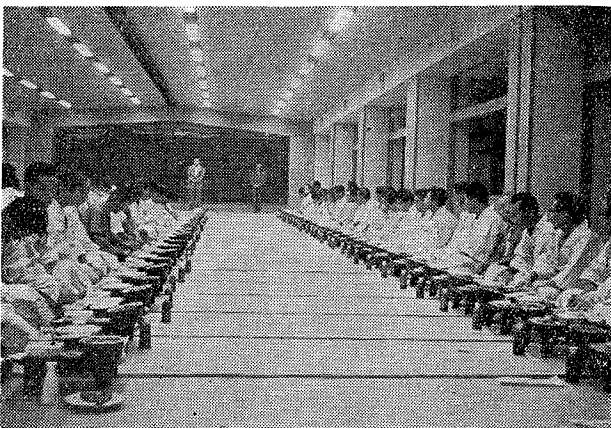


写真5 児島市長挨拶

土民芸の数々があり、なでやかに盛会裡に、20.30時頃閉会した。

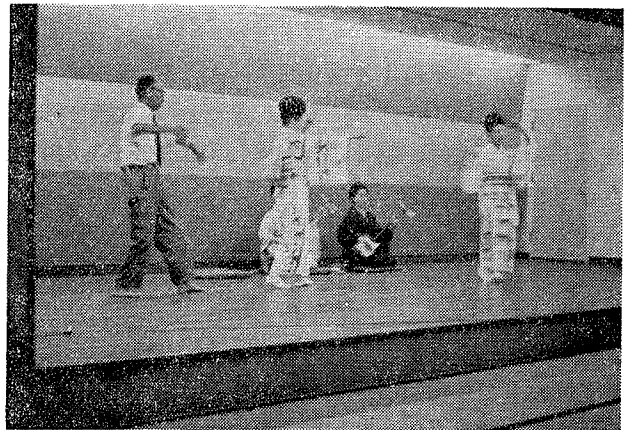
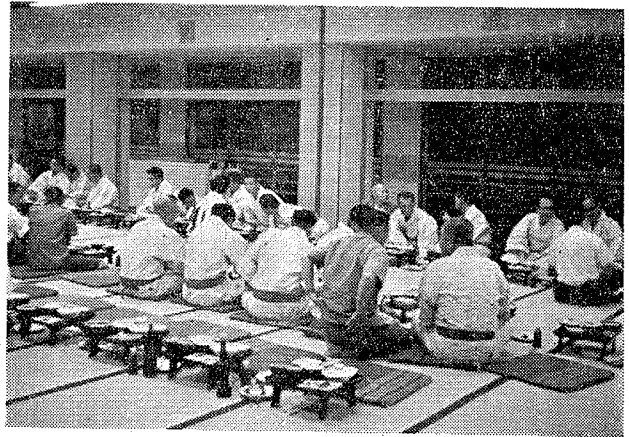


写真67 懇親会

### ◆見学会 8月8日(金)下電ホテル玄関

10時出発

あいにく、雨天であったが、約100名の参加し勸光バス2台に分乗して、(岡山県建築所職員も分乗)鷺羽山展望台を振り出しに、次のコースで見学を行い、倉敷、岡山駅前にて解散(14.00)した。

大会参加者は、この大会にかずかずの思い出を残され、元気で、岡山県をたたれたことと思う。

(見学コース)鷺羽山展望台～水島港湾局～石油工場～倉敷美術館～(昼食)～倉敷駅～岡山駅(解散14.00時)

# 全日本しろあり対策協議会規約

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本会は、木造建築物、木柱、まくら木、坑木、立木等に対するしろありによる被害を可及的に防止し、その耐久性を高めるとともにその安全性を確保し、あわせて木材消費の節約に資し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は、全日本しろあり対策協議会と称する。

### (事務所)

第3条 本会は、本部を東京都に置く。

2 本会は、会の事業を遂行するため必要がある場合には、理事会の承認をえて各地または各団体(機関)に、支部を置くことができる。

### (事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. しろありに関する調査研究の推進
2. 会員相互の調査研究資料の交換および発表
3. 一般の指導啓発
4. その他しろあり被害対策上必要な事業

## 第2章 会員および会費

### (会員)

第5条 本会の会員は、次の種とする。

1. 普通会员
2. 賛助会員

2 支部の会員は、本部会員とする。(い)(ろ)

第6条 普通会员は、しろあり対策に直接たずさわるものまたは関心を有する者で、本会の趣旨に賛同する者とする。

2 賛助会員は、本会の事業に協賛する個人または法人とする。

### (入会)

第7条 本会の普通会员または賛助会員となるには、別に定めるところにより入会申込をするものとする。

第8条 会員が次の各号の1に該当する場合には、評議員会の議を経て除名することができる。

1. 本会の名誉を著るしく棄損したとき。
2. その他会員としてふさわしくない行為をしたとき。

### (会費)

第9条 本会の会員の会費は次の通りとする。

普通会员	年額	500円(は)
賛助会員	年額	1口 10,000円

## 第3章 機 関

### (役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 3名(い)(に)
3. 理 事 25名以内(うち常務理事2名以内)(い)(ろ)(に)
4. 監 事 2名以内
5. 評 議 員 若干名
6. 顧 問 若干名

(会長及び副会長)

- 第11条 会長及び副会長は、理事会において選出する。(い)
- 2 会長は、本会を代表し会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合は、会長に代わって、会務を総理する。(い)

(理事)

- 第12条 理事は、評議員会において選出する。
- 2 理事は、本会の事務を処理する。

(監事)

- 第13条 監事は、評議員会において選出する。
- 2 監事は、本会の会計および資産を監査する。

(評議員)

- 第14条 評議員は、普通会员および賛助会員の中から選出する。
- 2 第3条第2項の規定により支部が置かれた場合には、その支部長は前項の規定にかかわらず評議員とする。

(顧問)

- 第15条 本会の運営について、総括的な指導を仰ぐため、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、学識経験者の中から会長が委嘱する。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第17条 本会に次の役員会を置き、事業計画、予算、決算等重要事項を審議する。

1. 理事会
2. 評議員会

(総会)

- 第18条 総会は、会員の10分の1以上出席をもって成立する。議事は、出席会員の過半数で次に掲げる事項を議決し、可否同数のときは議長が決める。(い)
1. 事業計画、予算および決算に関する事項(い)
  2. 規約の変更
  3. その他の重要事項

(委員会)

- 第18条の2 理事会の議決を経て、必要に応じて委員会を設置することができる。(い)
- 2 委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

## 第4章 会計および資産

(資産および経費)

第19条 本会の資産は、次の各号に掲げるものより構成され、本会の経費に充てるものとする。

1. 会費
2. 寄付金品
3. その他の収入

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

(実施期日)

本規約は、昭和34年5月15日より実施する。

本規約は、昭和35年7月15日より実施する。(改正い)

本規約は、昭和36年7月24日 // ( // ろ)

本規約は、昭和38年4月1日 // ( // は)

本規約は、昭和38年8月8日 // ( // に)

「しろあり」防除薬剤認定商品名一覧表

(39.3.31現在)

用途別	商品名	認定番号	仕様書による薬剤種別等			製造元	
			種別	指定濃度	稀釈剤	名称	所在地
予防剤	アグドックスグリーン	第 号 1001	Ⅲ種, Ⅳ種—O	原 液	—	(株) アンドリュ ウス商会	東京都港区芝 公園 5 号地 5
〃	アリアンチ	1002	Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	三 共 (株)	東京都中央区 銀座 2 の 1
〃	アリコン	1003	Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	近畿白蟻研究所	和歌山市雑賀 屋東 1 丁
〃	アリトン	1004	Ⅲ種, Ⅴ種—W	PCP-Na3%以上 γ-BHC 2%以上	水	深町白蟻駆除予防 (株)	鹿児島市下町 178
〃	アリノン	1005	Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	山宗化学 (株)	東京都中央区 八丁堀 2 の 3
〃	アントキラ	1006	Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	富士白蟻研究所	和歌山市東長 町 10 丁目 35
〃	ウッドキーパー(予防剤)	1007	Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	ウッドキーパー (株)	東京都渋谷区 金王町 6
〃	ウッドリン—O	1008	Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	日本マレニット (株)	東京都千代田 区丸ノ内 2 の 2
〃	オスモクレオ	1009	Ⅲ種, Ⅴ種	ペースト 状のまま	—	(株) アンドリュ ウス商会	
〃	オスモサー	1010	(仕様最の特記による拡散法に適 用する予防剤)			〃	
〃	第 1 種テルミサイド A	1011	Ⅰ種, Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	第一防腐化学 (株)	東京都港区芝 浜松町 2 の 25
〃	第 1 種テルミサイド A S	1012	Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	〃	
〃	ネオ・マレニット	1013	Ⅰ種, Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, Ⅴ種—W	30倍以内	水	日本マレニット (株)	
〃	モニサイド	1014	Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, Ⅴ種—W	50倍以内	水	武田薬品工業 (株)	大阪市東区道 修町 2 の 27
〃	キシラモン T R	1015	Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	武田薬品工業(株)	
駆除剤	アリアンチ	2001	Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	三 共 (株)	
〃	アリシス	2002	Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	東洋木材防腐 (株)	大阪市此花区 桜島町 37
〃	アリトン	2003	Ⅴ種—W	PCP-Na3%以上 γ-BHC 2%以上	水	深町白蟻駆除予防 (株)	
〃	アリノン	2004	Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	山宗化学 (株)	
〃	ウッドキーパー(駆除剤)	2005	Ⅳ種, Ⅴ種—O	原 液	—	ウッドキーパー (株)	
〃	ウッドリン	2006	Ⅳ種, Ⅴ種—W	10倍以内	水	日本マレニット (株)	
〃	三共アリコロシ	2007	Ⅳ種, Ⅴ種—W	10倍以内	水	三 共 (株)	
〃	第 2 種テルミサイド	2008	Ⅳ種, Ⅴ種—W	2 倍以内	水	第一防腐化学(株)	
〃	メルドリン	2009	Ⅳ種, Ⅴ種—W	10倍以内	水	日本マレニット (株)	
〃	モニサイド	2010	Ⅳ種, Ⅴ種—W	25倍以内	水	武田薬品工業(株)	
〃	キシラモン T R	2011	Ⅵ種, Ⅴ種—O	原 液	—	〃	
土 壌 処 理 剤	アリテン末	3001		原 粉	—	三 共 (株)	
〃	アリテン	3002		20倍以内	水	〃	
〃	アリノン S・M	3003		50倍以内	水	山宗化学 (株)	
〃	アリノンパウダー	3004		原 粉	—	〃	
〃	クレオーゲン	3005		3 倍以内	水	東洋木材防腐(株)	
〃	メルドリン	3006		10倍以内	水	日本マレニット (株)	
〃	メルドリン P	3007		原 粉	—	〃	

//	モニサイド	3008		25倍以内	水	武田薬品工業(株)	
//	デフトリン	3009		10倍以内	水	東和化学(株)	広島市鉄砲町 97

役員名簿

(38. 8. 8 改選)

全日本しろあり対策協議会

(順序不同)

役員名	氏名	勤務先	役員名	氏名	勤務先
会長	大村己代治	日本住宅協会	評議員	雨宮 昭二	農林省林業試験場
副会長	芝本 武夫	東京大学農学部		菅野 誠	文部省施設部
//	三宅 俊治	建設省住宅局			(/)文化財保護委員会
常務理事	香坂 正二	日本住宅協会		伊藤 清三	林野庁指導部
//	天明 稔	建設省住宅局		浅野 正	日本国有鉄道技術研究所
理事	前岡 幹夫	N.K.プレハブ(株)		横山 正彦	(建築研究室長)
	森 徹	鹿島建設技術研究所		桜井市太郎	国鉄本社施設局
	森本 博	建設省建築研究所		和仁 達義	// //
	森 八郎	慶応義塾大学経済学部		田中 重雄	// //
	上村 武	農林省林業試験場		高橋 哲夫	// 電気局
	遠藤 嘉数	森林資源総合対策協議会		池原真三郎	東京都首都整備局
	安田 拓	福岡県建築部			建設省営繕局
	川口善之助	防衛庁建設本部		金平 洋一	防腐木材協会
	河村 肇	日本国有鉄道技術研究所		○横山 一夫	日本電信電話公社
	十代田三郎	早稲田大学理工学部		八木 金蔵	九州電力総合研究所
	中島 茂	宮崎大学農学部		神山 幸弘	早稲田大学理学部
	野村 孝文	福岡県支部長		西本 孝一	京都大学木材研究所
	桑山 三郎	愛媛県支部長		日塔 正俊	東京大学農学部
	深尾 実郎	近畿支部長		山口喜久雄	福岡県建築部
	○岩下 松雄	鹿児島県支部長		渡辺 治人	九州大学農学部
	梶山 晃	住宅金融公庫建設指導部		○清水 薫	宮崎大学農学部
	井原 道継	日本国有鉄道技術研究所(建築室長)		熊谷 百三	慶応義塾大学
	○鈴木 万平	三共株式会社		本吉 弘	愛媛県土木部
	○早川 一也	山宗化学株式会社		○山本 康雄	大阪府建築部
	○清水 康雄	清水建設株式会社		○上野 洋	鹿児島県土木部
	○本間 嘉平	大成建設株式会社		○森田 次男	日本マレニット株式会社
	監野 祐久	農林省林業試験場		○竹中 鍊一	株式会社竹中工務店
監事	財津 吉文	全国建設業協会		佐野 初雄	日本石炭協会
	榎塚 隆	電力中央研究所		岡見 清二	武田薬品工業(株)
				江尻 登	東洋木材防腐(株)

(○印 37. 7. 5 選出)

編集後記

本年度から機関誌「しろあり」を年2回出すことになりました。春に出版する号は、従来どおりの形式で、秋に出版するものは特集号とする予定です。

春に出版する号は、会員の投稿原稿により編集していきますので、協議会あてにどしどし原稿をお送り下さい。

(林試 森 本 桂)